

自己託送事業者におけるエリア間取引の間接オークション対応に関する質疑応答

ご不明点等ございましたら、内容に応じて以下の担当機関へ詳細をお問い合わせください。

- 自己託送の制度について … 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
- 託送契約等について … 各エリアの一般送配電事業者
- 各種計画提出について … 電力広域的運営推進機関
- 市場取引について … 日本卸電力取引所

No.	質問	回答
1	取引所との契約が無い事業者は、取引所との契約がある事業者に取引を依頼できるとある。(第 1 回間接オークション導入に関する事業者説明会 H29.6.14 資料 第 2 部 p.1) これは、自己託送を行いたい事業者に対しても、取引所の契約がある他事業者が、その取引を代行しても良い制度であるか。	エリア間の自己託送については、原則は自己託送事業者自身が JEPX 会員として市場取引主体となる必要があり、他事業者の市場取引分を地内取引等で受け渡す方法等は、自己託送とは認められません。 ただし、自己託送事業者が市場取引に関する事務手続きを他者へ依頼することは可能です。
2	エリア間の自己託送による市場取引を、自社の小売電気事業を行っている他部門で実施しても問題ないか。	原則は、小売電気事業者ライセンスと関連した託送供給契約等に基づき JEPX 会員となっている事業者がエリア間の自己託送を行う場合も、自己託送の託送供給契約に基づき別途追加で JEPX 会員となる必要があります。
3	エリア間の自己託送による自社振替供給についても、間接オークションにより販売電力の扱いとなるのか。	販売電力の扱いにはなりません。

No.	質問	回答
4	送電側エリアと受電側エリアで市場分断が発生した場合の取扱いはどうなるか。	市場分断が発生した場合でも、送電側と受電側の双方で約定すれば自己託送の取引とします。
5	送電側と受電側の約定量が異なる場合、取扱いはどうなるか。	エリア間の自己託送については、原則、送電側と受電側の約定量を一致させる必要があります。 万が一、送電側と受電側の約定量が異なった場合の取り扱いについては、あらかじめ自己託送事業者と一般送配電事業者で協議をしていただく必要があります。
6	以下のような場合で、送電側と受電側の落札価格（単価）に差があるとき、差額についての会計上の取扱いはどうなるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前日スポット取引で市場分断が発生した場合 ・ 1 時間前取引市場を利用した場合 	貴社の会計監査部門でご判断ください。

以 上